67　800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局及び特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 周波数帯：不要発射の強度の許容値（注１） 710MHz以下：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB（1mWを0dBとする。以下この表において同じ。）以下の値 710MHzを超え815MHz以下：任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値 815MHzを超え845MHz以下：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－47dB以下の値 845MHzを超え855MHz以下（注２）：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値 855MHzを超え890MHz以下：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値 890MHzを超え900MHz以下：任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値 900MHzを超え1,000MHz以下：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値 1,000 MHz を超え 1,215 MHz以下：任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－45dB以下の値 1,215MHzを超えるもの：任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値 注１　送信空中線利得が３dBを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。 注２　送信帯域、隣接チャネル及び当該隣接チャネルの隣のチャネルを除く。 68～73　［略］	［新設］ 67～72　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～八十五　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～八十五　同上］